

## 顧問及び参与に関する規程

公益社団法人 東京都山岳連盟

### (目的)

第1条 本規約は、公益社団法人東京都山岳連盟（以下「都岳連」という）の定款第4章第18条に定める顧問及び参与について、その選任の基準、任期等を明確にすることにより、これら本連盟に対する功労者に敬意を表する制度の円滑な運営を図ることを目的とする

### (顧問の選任の基準)

- 第2条 顧問、名誉顧問、特別顧問、業務顧問は、以下の基準のいずれかを満たす者の中から理事会の議を経て選任し、会長が委嘱する
- 2 本連盟の会長及び副会長の経験者で日常的な業務に関わる問題への相談を受ける者（顧問）
  - 3 本連盟に多大な功績を理事会が認め推薦する者（名誉顧問）
  - 4 学識経験者として、法律及び財務等を諮問する者（特別顧問）
  - 5 本連盟の業務で臨時に発生した問題への相談を受ける者（業務顧問）

### (参与の選任の基準)

- 第3条 参与は、以下の基準のいずれかを満たす者の中から理事会の議を経て選任し、会長が委嘱する
- 2 本連盟の理事及び監事の経験がある者
  - 3 専門委員等で会長が特別に永年の貢献を認め推薦する者
  - 4 加盟団体の長、正会員等で永年にわたり本連盟の発展に功績のあった者

### (顧問及び参与の任期)

- 第4条 顧問及び参与の任期は終身とする
- 2 就任時において、原則として満80歳未満とする
  - 3 在任中に理事・監事に選任されたときは退任する
  - 4 本条第1項にかかわらず、会長は、理事会の議を経て顧問及び参与の任を解くことができる。その場合、会長は、速やかに本人にその旨を通知しなければならない

### (顧問及び参与の処遇)

第5条 顧問及び参与は、総会に出席し会長の求めに応じ意見を述べるができる

- 2 顧問及び参与は、本連盟の行事に出席することができる
- 3 意思決定を行う権限は有しない
- 4 機関誌「都岳連通信」等が送付される
- 5 参与は、年会費5,000円を納入する
- 6 特別顧問については別に定めた報酬を支払う

### (顧問及び参与の任務)

第6条 顧問は、業務運営上の重要な事項について会長の諮問に意見を述べるができる

- 2 参与は、会長が必要と認めた事項についてその諮問に応じた意見を述べるができる

付則 本規約の改廃は理事会の議を経て行う

平成25年4月1日から発効する

令和元年10月29日 顧問、名誉顧問、業務顧問の別を記載

顧問の年会費納入を削除

令和2年5月12日 参与の選任の基準の年齢60歳以上を撤廃

顧問と参与の就任時年齢80歳未満に原則を追記